

2022年12月14日

お客さま各位

岐阜県下信用金庫における相続手続きの共通化について

岐阜県信用金庫協会（会長 岐阜信用金庫会長 住田裕綱）は、お客さまの利便性向上への取組みの一環として、預金などの相続手続きの際にお客さまからご提出いただく「相続手続依頼書」の共通化を実施いたします。

既に、2021年9月より株式会社十六銀行と株式会社大垣共立銀行が、共通化を実施しておりますが、岐阜県下6信用金庫（岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、高山信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫、八幡信用金庫）が加わることとなりました。

今後もより一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、岐阜県下6信用金庫につきましては、お客さまにご準備いただく書類、有効期限、手続きの方法等についても、共通化を実施いたします。

記

1. 共通化の目的

超高齢社会の進展を背景に、今後預金等の相続に関する取扱件数の増加が予想されるなか、金融機関ごとに書類が異なるなどの課題がありました。

こうしたことから、岐阜県下信用金庫では、お客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、預金などの相続手続きを共通化することいたしました。

2. 共通化の開始予定日

令和5年1月4日（水）

3. 共通化の概要

- (1) お客さまにご記入いただく書類の共通化
- (2) お客さまからお預かりする書類の共通化
- (3) 手続き方法の共通化

なお、本件は相続手続きを共同で行うものではありません。書類などの提出は金融機関ごとに必要です。また、各金融機関において一部相違する取扱いもあります。

以上